

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (896単位)
		(二) 区分5 (761単位)
		(三) 区分4 (629単位)
		(四) 区分3 (565単位)
		(五) 区分1・2 (494単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (584単位)
		(二) 区分5 (512単位)
		(三) 区分4 (308単位)
		(四) 区分3 (233単位)
		(五) 区分1・2 (167単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (761単位)
		(二) 区分2 (597単位)
		(三) 区分1 (494単位)
	(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (512単位)
		(二) 区分2 (270単位)
		(三) 区分1 (167単位)
	(5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (1,096単位)
		(二) 区分5 (962単位)
		(三) 区分4 (829単位)
		(四) 区分3 (766単位)
		(五) 区分1・2 (695単位)
	(6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (785単位)
		(二) 区分5 (713単位)
		(三) 区分4 (509単位)
		(四) 区分3 (434単位)
		(五) 区分1・2 (367単位)
	(7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (962単位)
		(二) 区分2 (798単位)
(三) 区分1 (695単位)		
(8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (713単位)	
	(二) 区分2 (471単位)	
	(三) 区分1 (367単位)	
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2,889単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,686単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,679単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,768単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,555単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,578単位)	
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (2,014単位)	
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (1,881単位)	
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (1,209単位)	
ニ 共生型短期入所サービス費	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ) (761単位)	
	(2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ) (233単位)	
	(3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ) (958単位)	
	(4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ) (432単位)	
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (761単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (233単位)	
短期利用加算 (1日につき30単位を加算)		
常勤看護職員等配置加算	(一)定員6人以下 (1日につき10単位を加算)	
	(二)定員7人以上12人以下 (1日につき8単位を加算)	
	(三)定員13人以上17人以下 (1日につき6単位を加算)	
	(四)定員18人以上 (1日につき4単位を加算)	
医療的ケア対応支援加算 (1日につき120単位を加算)		
重度障害児・障害者対応支援加算 (1日につき30単位を加算)		
重度障害者支援加算 (1日につき50単位を加算)		
単独型加算 (1日につき320単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき600単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき300単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき39単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき1,000単位を加算)	
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算)	
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき22単位を加算)	
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき12単位を加算)	

注					
利用者の数が利用定員を超える場合	又は	従業者の員数が基準に満たない場合	大規模減算	身体拘束廃止未実施減算	福祉専門職員配置等加算
×70/100		減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	単独型で20床以上の場合 ×90/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	(Ⅰ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算 (Ⅱ)常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算

注 一定の条件を満たす場合 +10単位
注 一定の条件を満たす場合 +100単位

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

食事提供体制加算	(1日につき48単位を加算)
----------	----------------

特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ)	(1日につき388単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ)	(1日につき120単位を加算)

緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)	(1日につき270単位を加算)

定員超過特例加算	(1日につき50単位を加算)
----------	----------------

送迎加算	(片道につき186単位を加算)
------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×69/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×50/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×28/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×28/1,000)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×28/1,000)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1,000)
-----------------	----------------------

注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限る。
注2 当該加算の算定中は、利用者の数が利用定員を超える場合の減算は適用しない。

注 同一敷地内の場合 ×70/100

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×170/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×124/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×69/1,000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×57/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×41/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1,000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)
注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×74/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×54/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1,000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)
注6 単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×74/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×54/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×23/1,000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)
注7 単独型事業所において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×42/1,000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×31/1,000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×17/1,000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/100)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 単独型事業所でない外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×23/1,000)
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×8/1,000)
注5 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×10/1,000)
注6 単独型事業所でない日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×10/1,000)
注7 単独型事業所において行った場合 (1月につき 所定単位×6/1,000)